介護サービス事業者(介護職員処遇改善加算及び 介護職員等特定処遇改善加算対象サービス種別に限る) 御中

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金の実施について

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃からご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記事業について、厚生労働省老健局老人保健課から令和6年1月 25日付けで別添のとおり事務連絡がありました。

対象となる要件は、

- ①介護職員等ベースアップ等支援加算を算定していること(令和6年4月から当該加算取得見込みの事業所も含む)
- ②原則として、令和6年2月分から賃金改善を実施すること
- ③補助金の全額を賃金改善に充てること かつ、令和6年4・5月分の補助額の3分の2以上を基本給又は決まって 毎月支払われる手当の引上げに充てること

となっておりますので、ご留意ください。要件の詳細等については、リーフレット及びQ&Aをご確認ください。

計画書の県への提出については電子申請によるものとし、令和6年4月1日から15日までを提出期間とする見込みですが、具体的な提出方法や様式等については、決まりしだいお知らせします。

本補助金を活用した処遇改善の実施に関する問合せ先 介護職員処遇改善支援補助金等 厚生労働省コールセンター 電話番号 050-3733-0222

(受付時間:9:00~18:00 土日含む)